

平成26年1月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの合計525日間(以下「既受給期間」という。)について、左膝内側側副靭帯断裂、左膝内側半月板不全断裂、左膝関節滑膜炎、左膝内障(本件資料によれば、これらの傷病は同一の外傷により生じた同一関連傷病と認められることから、以下、併せて「既決傷病」という。)の療養のため労務不能であったとして、傷病手当金の支給を受けていた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、左膝内側側副靭帯断裂、左膝関節滑膜炎、左膝内障(以下、併せて「本件請求傷病」という。)の療養のため労務に服することができなかったとして、全国健康保険協会○○支部長(以下「支部長」という。)に対し傷病手当金の支給を請求した。
- 3 支部長は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、本件請求期間のうち、平成○年○月○日から同月○日までの期間(以下「本件不支給期間」という。)については、平成○年○月○日から支給開始した既受給期間にかかる既決傷病と一連のものであり、法定給付期間(1年6か月)を超えた請求であるとして傷病手当金の支給をしない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 4 請求人は、原処分を不服とし、標記の

社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。その理由の要旨は、平成○年○月○日に負傷(左膝)し、平成○年○月○日に再度負傷(左膝)したものであり、同じ左膝ではあるが、別々の理由により負傷したもので、別々の疾病であるというものである。

第3 当審査会の判断

- 1 法第99条第1項に「被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金として……支給する。」と規定され、同条第2項に「傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。」と規定されている。
- 2 本件の場合、保険者が、本件請求期間のうち本件不支給期間については、法定給付期間の1年6か月を超えた請求であるとして傷病手当金を支給しないとしたことに対し、請求人は、本件請求傷病は、既決傷病について支給を始めた日から1年6か月を超えての傷病ではなく、平成○年○月○日に階段から転落して受傷した別傷病であると主張しているのだから、本件の当面の問題点は、本件請求傷病は、既決傷病から連続する同一疾病あるいはそれにより発した疾病(以下、このような傷病を、便宜上、「同一傷病」という。)であると認められるかどうかである。

第4 当審査会の判断

- 1 既決傷病と本件請求傷病は同一関連傷病かどうかについて判断する。
  - a 病院作成の請求人に係る診療報酬明細書(平成○年○月分から平成○年○月分までの医科入院のもの、平成○年○月分及び同年○月分の医科入院外のもの)によれば、請求人は、平成○年○月○日を診療開始日とする左膝内側側副靭帯不全断裂、左膝内側半月板水平断裂の傷病

のために a 病院を受診し、同日入院して左膝関節単純撮影、MR I 検査などを受け、ギブス包帯などの処置、薬物療法などに加えて、疾患名（左膝内側側副靭帯不全断裂、左膝内側半月板水平断裂）に対する運動器リハビリテーション、さらに抗リウマチ薬（スベニールディスボ関節注）の関節腔内注射などを受け、平成〇年〇月〇日に退院し、その後も、同医療機関において引き続き、同傷病に対する消炎鎮痛等処置、運動器リハビリテーションなどを受けていた。

請求人に係る診療報酬明細書（b 病院作成の平成〇年〇月分（医科入院外）、c 病院作成の医科入院（平成〇年〇月分、同年〇月分）及び医科入院外（同年〇月分、同年〇月分）から同年〇月分までのもの、同年〇月分のもの）によれば、請求人は、a 病院を平成〇年〇月〇日に退院後の同月〇日に b 病院を初診し、「他院撮影のコンピューター断層診断」により「左膝内側側副靭帯断裂」と診断され、平成〇年〇月〇日に c 病院を受診し、両膝関節単純撮影などを受け、左膝内側側副靭帯断裂、左膝関節滑膜炎、左膝内障の診断で同月〇日に同医療機関に入院し、左膝関節滑膜炎に対して炎症度確認のために CRP 検査などを受け、ギブス包帯、運動器リハビリテーションなどを受け、同年〇月〇日に退院し、同医療機関を退院後の同年〇月頃にも、抗炎症外用薬（ロキソニンテープ）などの薬物療法を受けている。

以上のように、請求人は、平成〇年〇月〇日を初診日とする既決傷病の「左膝内側側副靭帯断裂」、「左膝関節滑膜炎」、「左膝内障」のために a 病院に入院加療を受け、退院（平成〇年〇月〇日）後も継続して加療を受けていたが、同年〇月〇日に b 病院を初診し、他院撮影のコンピューター断層撮影診断により「左膝内側側副靭帯断裂」と診断され、同月〇日には c 病院を初診し、引き続き「左膝内側側副靭帯断裂、左膝関節滑膜炎、左膝内障」の診断の下に、同月〇日から入院

し、その後も同年〇月まで外来通院をしていたことが認められる。そうすると、請求人に係る本件請求傷病である左膝内側側副靭帯断裂、左膝関節滑膜炎、左膝内障は、診療開始日を平成〇年〇月〇日とする左膝内側側副靭帯不全断裂、左膝内側半月板水平断裂、診療開始日を平成〇年〇月〇日とする左膝関節滑膜炎、左膝内障から継続して入院及び通院加療を受けている同一傷病と認められ、既決受給期間終了日（平成〇年〇月〇日）の翌日が本件請求期間開始日であることから、経過中にいわゆる社会的治癒と認められる期間が存在すると認めることはできない。

2 そうすると、本件請求傷病は既決傷病と同一傷病と認めるのが相当である。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日に負傷（左膝）し、平成〇年〇月〇日に再度負傷（左膝）したが、同じ左膝ではあるが、別々の理由により負傷したもので、別々の疾病であると主張しているが、これまでみてきたように、平成〇年〇月〇日に新たな医療機関を受診し、同月〇日から入院しての療養を受けていることが認められるものの、その内容を詳細にみると、同医療機関での診断は既決傷病と全く同一であり、治療内容は、新たに生じた骨折あるいは外傷・負傷などに対する外科的急性期治療はなく、いずれもこれまで継続して受けてきたギブス包帯、炎症鎮痛処置、薬物療法、運動器リハビリテーションなど維持的な治療と認められ、既決傷病が一度完治ないしは寛解し、新たに同一傷病が同一部位に再発したと認めるには無理がある。したがって、請求人の主張によって、前記に示した判断が左右されることにはならない。

3 そうすると、本件請求期間については法定給付期間（1年6か月）を超えた請求であるとして傷病手当金の支給をしないとすする原処分は相当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。